

但し年巧言キモノレテ昇給額ノ少キモノハ別当

ノ昇給ヲナス

二一日ノ労働時間ヲ十時間トス

三残業賃ヲ九ノ一増額スル

普通通返賃一時間金十五円也トス

四午後十時ヲ過ケル時ハ當番ニテラズ又十四時間分

ノ残業賃ヲ支給スル

五退職金為制ヲ制定スル

六日本労働総同盟神戶支部労働組合ヲ承認ス

又本件ニ関シ如何ナル事情アリ共解雇者ヲ出サ

セ

右期限大正十三年十月二十六日午前五時

小生等ノ窮状ヲ仰リテ案上取申付届賜リ及

致要取申上候也

二押 右期限ニ関係ナキ時ハ自由行動ニ移ル事特
承知相成度候也

大正十三年十月二十五日

上置所有小笠汽艇業

普通通返賃代表者

久保田 喜一

村上 正行

梶本 熊太郎

沢 泰正

神戶土組金貨會社

一 頭取 赤井 藤 梅 太 郎 敬